

総務財政委員会
令和4年9月15日・16日
総務部 資料3番
所管人事課

職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正理由

地方公務員法の改正等を踏まえ、職員の定年を引き上げるほか、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制を導入するため、条例を改正する。

2 改正概要

(1) 定年年齢の段階的引上げ

地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられることに伴い、職員の定年を2年に1歳ずつ65歳まで引き上げる。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

管理監督職に就く職員が、勤務上限年齢（以下「役職定年」という。）である60歳に達した日の翌日から同日以後最初の4月1日までに、特例（勤務延長型特例任用・特定管理監督職群による任用等）を除き、他の職に降任又は降給を伴う転任をするための規定等を設ける。

(3) 定年前再任用短時間勤務制の導入

60歳に達した日以後で定年前に退職した職員を、本人の意向を踏まえ、短時間勤務の職として再任用するための規定を設ける。

(4) 定年後の再任用に関する経過措置（暫定再任用職員）

再任用の廃止に伴い、定年が65歳となる令和13年度末までの間、定年後の職員を暫定再任用職員として任用するための規定を整備する。

(5) 職員の再任用に関する条例の廃止

3 施行日

令和5年4月1日

ただし、(3)及び(4)の一部については公布の日

4 改正内容

別紙「新旧対照表」のとおり

職員の定年等に関する条例（昭和 59 年条例第 2 号）新旧対照表

新	旧
<p>○職員の定年等に関する条例 昭和 59 年 3 月 15 日 条例第 2 号</p>	<p>○職員の定年等に関する条例 昭和 59 年 3 月 15 日 条例第 2 号</p>
<p>目次</p> <p><u>第 1 章 総則（第 1 条）</u></p> <p><u>第 2 章 定年制度（第 2 条—第 5 条）</u></p> <p><u>第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制（第 6 条—第 13 条）</u></p> <p><u>第 4 章 定年前再任用短時間勤務制（第 14 条・第 15 条）</u></p> <p><u>第 5 章 雑則（第 16 条）</u></p> <p>付則</p> <p><u>第 1 章 総則</u> (趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）<u>第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 22 条の 5 第 1 項、第 28 条の 2、第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7 の規定に基づき、職員の定年等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>第 2 章 定年制度</u></p> <p>第 2 条 <u>(略)</u> (定年)</p> <p>第 3 条 職員の定年は、<u>年齢 65 年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）<u>第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3 の規定に基づき、職員の定年等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>第 2 条 <u>(略)</u> (定年)</p> <p>第 3 条 職員の定年は、<u>年齢 60 年</u>とする。ただし、<u>別表に掲げる部署に勤務する医師及び歯科医師で、職員の給与に関する条例（昭和 26 年条例第 19 号）第 5 条第 1 項第 3 号に規定する医療職給料表（一）の適用を受ける職員の定年は、年齢 65 年</u>とする。</p> <p>(定年による退職の特例)</p> <p>第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の</p>

新	旧
<p>規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当する<u>事由がある</u>と認めるときは、<u>同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u>ただし、<u>第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であつて、引き続き勤務させることについて特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず</u>公務の運営に著しい支障が<u>生ずること</u>。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することが<u>できず公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項</u></p>	<p>規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、<u>その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。</u></p> <p>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき</u>。</p> <p>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することが<u>できないとき</u>。</p> <p>(3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき</u>。</p> <p>2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項</u></p>

新	旧
<p><u>各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日)の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>	<p><u>の事由が引き続き存すると認めるときは、人事委員会の承認を得て、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u></p>
<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p>	<p>3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。</p>
<p>4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げるものとする。</u></p>	<p>4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項の事由が存しなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。</p>
<p>5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、<u>特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則」という。)</u>で定める。</p>	<p>5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、<u>人事委員会規則</u>で定める。</p>
<p>第5条 (略) 第3章 <u>管理監督職勤務上限年齢制</u> (<u>管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職</u>)</p>	<p>第5条 (略) (新設)</p>
<p>第6条 <u>法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、職員の給与に関する条例(昭和26年条例第19号)第9条の2第1項に規定する職員が占める職(別表に掲げる部署に勤務する医師及び歯科医師で、同条例第5条第1項第3号に規定する医療職給料表(一)の適用を受ける職員が占める職を除く。)</u>とする。 (<u>管理監督職勤務上限年齢</u>)</p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。</u></p> <p><u>(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第12条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。</u></p> <p><u>(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等</u>をすること。</p> <p><u>(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)</u></p> <p><u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。)の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第3項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u></p> <p><u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u></p> <p><u>2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの項の規定により延長された期間を</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p>含む。)が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第4項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</p> <p>3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として人事委員会規則で定める管理監督職をいう。以下この項及び第11条において同じ。)に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員(当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。)の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が</p>	

新	旧
<p><u>属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。</u></p> <p><u>4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。)が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、人事委員会の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。</u></p> <p><u>(異動期間が延長された管理監督職に組織の変更等があつた場合)</u></p> <p><u>第10条 前条第1項又は第2項の規定により異動期間が延長された管理監督職を占める職員が、組織の変更等により当該管理監督職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の管理監督職を占める職員となる場合は、当該他の管理監督職を占める職員は、当該異動期間が延長された管理監督職を引き続き占めているものとみなす。</u></p> <p><u>(第9条第3項又は第4項の規定による任用)</u></p> <p><u>第11条 第9条第3項又は第4項の規定により特定管理監督職群に属する管理監督職を占める職員のうちいずれをその異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任するかは、任命権者が、人事評価の結果、人事の計画その他</u></p>	<p></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>の事情を考慮した上で、最も適任と認められる職員を、公正に判断して定めるものとする。</u></p> <p><u>(異動期間の延長等に係る職員の同意)</u></p>	
<p><u>第 12 条 任命権者は、第 9 条第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第 3 項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)</u></p>	(新設)
<p><u>第 13 条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u></p>	(新設)
<p><u>第 4 章 定年前再任用短時間勤務制</u></p>	(新設)
<p><u>第 14 条 任命権者は、年齢 60 年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この章において「年齢 60 年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この章において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢 60 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。</u></p>	(新設)
<p><u>2 前項の規定による採用(以下この条において</u></p>	

新	旧
<p><u>「定年前再任用」という。）を行うに当たっては、 法第 13 条に定める平等取扱いの原則及び法第 1 5 条に定める任用の根本基準の規定に違反して はならない。</u></p> <p><u>3 年齢 60 年以上退職者が法第 52 条第 1 項に規 定する職員団体の構成員であつたことその他法 第 56 条に規定する事由を理由として定年前再任 用に関し不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p><u>4 任命権者は、定年前再任用を行うに当たつて は、あらかじめ、定年前再任用をされることを希 望する者に次に掲げる事項を明示し、その同意を 得なければならない。当該者の定年前再任用まで の間に、明示した事項の内容を変更する場合も、 同様とする。</u></p> <p><u>(1) 定年前再任用を行う職に係る職務内容</u></p> <p><u>(2) 定年前再任用を行う日</u></p> <p><u>(3) 定年前再任用に係る勤務地</u></p> <p><u>(4) 定年前再任用をされた場合の給与</u></p> <p><u>(5) 定年前再任用をされた場合の 1 週間当た りの勤務時間</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必 要と認める事項</u></p> <p><u>第 15 条 任命権者は、前条第 1 項本文の規定によ るほか、組合（特別区人事・厚生事務組合、特別 区競馬組合及び東京二十三区清掃一部事務組合 をいう。）の年齢 60 年以上退職者を、従前の勤務 実績その他の人事委員会規則で定める情報に基 づく選考により、短時間勤務の職に採用すること ができる。</u></p> <p><u>2 前項の場合においては、前条（第 1 項本文を除 く。）の規定を準用する。</u></p> <p><u>第 5 章 雑則</u></p> <p><u>第 16 条 この条例の実施に関し必要な事項は、人 事委員会規則で定める。</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>(新設)</p> <p></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

新	旧																
付 則	付 則																
1 から 3 まで (略)	1 から 3 まで (略)																
<u>(定年に関する経過措置)</u>																	
4 <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日ま</u>	<u>(新設)</u>																
<u>での間における第 3 条の規定の適用については、</u>																	
<u>同条中「65 年」とあるのは次の表の左欄に掲げる</u>																	
<u>期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる</u>																	
<u>字句とする。</u>																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;"><u>61 年</u></td> </tr> <tr> <td><u>まで</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>62 年</u></td> </tr> <tr> <td><u>まで</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日</u></td> <td style="text-align: center;"><u>63 年</u></td> </tr> <tr> <td><u>まで</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31</u></td> <td style="text-align: center;"><u>64 年</u></td> </tr> <tr> <td><u>日まで</u></td> <td></td> </tr> </table>	<u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日</u>	<u>61 年</u>	<u>まで</u>		<u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日</u>	<u>62 年</u>	<u>まで</u>		<u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日</u>	<u>63 年</u>	<u>まで</u>		<u>令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31</u>	<u>64 年</u>	<u>日まで</u>		
<u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日</u>	<u>61 年</u>																
<u>まで</u>																	
<u>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日</u>	<u>62 年</u>																
<u>まで</u>																	
<u>令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日</u>	<u>63 年</u>																
<u>まで</u>																	
<u>令和 11 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31</u>	<u>64 年</u>																
<u>日まで</u>																	
5 <u>令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日ま</u>	<u>(新設)</u>																
<u>での間において、職員の定年等に関する条例を改</u>																	
<u>正する条例 (令和 4 年条例第●●号) による改正</u>																	
<u>前の職員の定年等に関する条例 (次項において</u>																	
<u>「旧条例」という。) 第 3 条ただし書に規定する</u>																	
<u>職員に対する第 3 条の規定の適用については、前</u>																	
<u>項の規定にかかわらず、同条中「65 年」とあるの</u>																	
<u>は、「65 年」とする。</u>																	
<u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u>																	
6 <u>任命権者は、当分の間、職員 (臨時的に任用さ</u>	<u>(新設)</u>																
<u>れる職員その他の法律により任期を定めて任用</u>																	
<u>される職員、非常勤職員及び旧条例第 3 条ただし</u>																	
<u>書に規定する職員を除く。以下この項において同</u>																	
<u>じ。) が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年</u>																	
<u>度 (以下この項において「情報の提供及び勤務の</u>																	
<u>意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提</u>																	
<u>供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員</u>																	
<u>でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思</u>																	

新	旧
<p><u>の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあつては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあつては、当該職員の異動等の日から同日の属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度）の末日までの期間）において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u></p>	
<p>別表（第 6 条関係）</p> <p>（1） 総務部</p> <p>（2） 健康政策部</p>	<p>別表（第 3 条関係）</p> <p>（1） 総務部</p> <p>（2） 健康政策部</p>
<p><u>（施行期日）</u></p> <p><u>第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、付則第 3 条及び付則第 13 条の規定は、公布の日から施行する。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（職員の再任用に関する条例の廃止）</u></p> <p><u>第 2 条 職員の再任用に関する条例（平成 13 年条例第 2 号）は、廃止する。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（準備行為）</u></p> <p><u>第 3 条 第 14 条第 4 項及び付則第 5 条第 5 項の規定による採用の手続は、この条例の施行前においても行うことができる。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>（勤務延長に関する経過措置）</u></p> <p><u>第 4 条 任命権者は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の職</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p> <u>員の定年等に関する条例(以下「旧条例」という。)</u> <u>第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧条例勤務延長期限(同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。)</u>が<u>施行日以後に到来する職員(以下この項において「旧条例勤務延長職員」という。)</u>について、<u>旧条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この条例による改正後の職員の定年等に関する条例(以下「新条例」という。)</u>第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、<u>人事委員会の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で当該期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧条例勤務延長職員に係る旧条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> </p> <p> <u>2 任命権者は、基準日(施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日)をいう。以下この項において同じ。)</u>から<u>基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年(新条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。)</u>が<u>基準日の前日における新条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例定年(旧条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。))</u>を超える職(基準日における新条例定年が新条例第3条に規定する定年である職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の人事委員会規則で定める職に、<u>基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新条例第4条第1項若しくは第2項の規定、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。)</u>附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、<u>基準日の</u> </p>	

新	旧
<p><u>前日において同日における当該職に係る新条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧条例第3条に規定する定年）に達している職員（当該人事委員会規則で定める職にあっては、人事委員会規則で定める職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</u></p> <p><u>3 新条例第4条第3項から第5項までの規定は、第1項の規定による勤務について準用する。</u></p> <p><u>（定年退職者等の再任用に関する経過措置）</u></p> <p><u>第5条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この条から付則第8条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>（1） 施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者</u></p> <p><u>（2） 旧条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は前条第1項の規定により勤務した後退職した者</u></p> <p><u>（3） 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの</u></p> <p><u>（4） 20年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p><u>退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項若しくは次項、次条第1項若しくは第2項、付則第7条第1項若しくは第2項又は付則第8条第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの</u></p> <p>2 <u>令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>(1) 施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者</u></p> <p><u>(2) 施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者</u></p> <p><u>(3) 施行日以後に新条例第14条第1項の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの</u></p> <p><u>(4) 施行日以後に新条例第15条第1項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第22条の5第3項において準用する新地方公務員法第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職したもの</u></p> <p><u>(5) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当</u></p>	

新	旧
<p><u>該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの</u></p> <p><u>(6) 20年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの</u></p> <p><u>3 任命権者は、前2項の規定による採用(以下この条において「暫定再任用」という。)を行うに当たっては、地方公務員法(以下この項及び次項において「法」という。)第13条に定める平等取扱いの原則及び法第15条に定める任用の根本基準の規定に違反してはならない。</u></p> <p><u>4 定年退職者等(第1項各号及び第2項各号に掲げる者をいう。)が法第52条第1項に規定する職員団体の構成員であったことその他法第56条に規定する事由を理由として暫定再任用に関し不利益な取扱いをしてはならない。</u></p> <p><u>5 任命権者は、暫定再任用を行うに当たっては、あらかじめ、暫定再任用をされることを希望する者に、次に掲げる事項を明示するものとする。</u></p> <p><u>(1) 暫定再任用を行う職に係る職務内容</u></p> <p><u>(2) 暫定再任用を行う日及び任期の末日</u></p> <p><u>(3) 暫定再任用に係る勤務地</u></p> <p><u>(4) 暫定再任用をされた場合の給与</u></p> <p><u>(5) 暫定再任用をされた場合の1週間当たりの勤務時間</u></p> <p><u>(6) 前各号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項</u></p> <p><u>6 第1項若しくは第2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、第1項若しくは第2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新</u></p>	

新	旧
<p><u>する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。</u></p> <p><u>7 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、付則第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。</u></p> <p><u>8 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。</u></p> <p><u>第6条 任命権者は、前条第1項の規定によるほか、組合（新条例第15条第1項に規定する組合をいう。次項及び付則第8条において同じ。）における前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、前条第2項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>務を要する職に採用することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の場合においては、前条第3項から第8項までの規定を準用する。</u></p> <p><u>第7条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第5条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新条例第14条第1項に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。次条第1項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、付則第5条2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。次条第2項及び付則第12条において同じ。）に達している</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>もの（新条例第 14 条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>3 前 2 項の場合においては、付則第 5 条第 3 項から第 8 項までの規定を準用する。</u></p> <p><u>第 8 条 任命権者は、前条第 1 項の規定によるほか、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における付則第 5 条第 1 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>2 令和 14 年 3 月 31 日までの間、任命権者は、前条第 2 項の規定によるほか、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 4 項の規定にかかわらず、組合における付則第 5 条第 2 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの（新条例第 15 条第 1 項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の人事委員会規則で定める情報に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。</u></p> <p><u>3 前 2 項の場合においては、付則第 5 条第 3 項か</u></p>	<p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>ら第8項までの規定を準用する。</u></p> <p><u>(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)</u></p> <p><u>第9条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u></p> <p><u>(1) 施行日以後に新たに設置された職</u></p> <p><u>(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職</u></p> <p><u>2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。</u></p> <p><u>(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第10条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u></p> <p><u>(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職</u></p> <p><u>(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職</u></p> <p><u>2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)</u></p> <p><u>第11条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第5条から第8条までの規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。</u></p> <p><u>(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)</u></p> <p><u>(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)</u></p> <p><u>2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。</u></p> <p><u>3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。</u></p> <p><u>(定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第12条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新条例定年相当年齢が基準日の前日における新条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職(基準日における新条例定年相当年齢が新条例第3条第1項に規定する定年である短時間勤</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

新	旧
<p><u>務の職に限る。)及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の人事委員会規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに新条例第14条第1項に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から新条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達しているもの(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める者)を、新条例第14条第1項又は第15条第1項の規定により採用することができず、新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新条例第14条第1項又は第15条第1項の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員(当該人事委員会規則で定める短時間勤務の職にあつては、人事委員会規則で定める定年前再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。</u></p> <p><u>(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)</u></p> <p><u>第13条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>